

令和5年度医療機関における外国人 患者の受入に係る実態調査について (概要版)

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

令和5年度実態調査の概要

調査の目的

- 本調査は、医療機関の外国人患者受入能力向上のための基礎資料を得ることを目的として、医療機関の外国人に対する医療提供体制の現状を把握するために実施。
- 本調査では、調査A、調査Bの2つの調査を実施。
 - 調査A: 医療機関における外国人患者の受入体制の把握（医療通訳および医療コーディネーターの配置状況、診療費請求方等）
 - 調査B: 医療機関における外国人患者の受入実績の把握（患者数、未収金発生件数等）

調査対象と調査手法

対象: 全国全ての病院と京都府・沖縄県の診療所(歯科診療所を含む)を対象とした任意アンケート調査

手法: 都道府県から管下の医療機関へ調査の協力依頼がなされ、病院はG-MIS(医療機関等情報支援システム)経由で回答、診療所は厚生労働省のウェブサイトより調査票をダウンロードし回答の上、調査票を電子的に調査業者に送付した。(未回答の医療機関に対しては、令和5年12月までに追加の協力依頼を実施)

主な調査事項¹⁾

調査票A

- 医療機関向けマニュアルの認知状況
- 厚生労働省による外国人患者の受入れ事業の認知状況
- 外国人患者に対応する体制整備状況
- 医療コーディネーターの配置状況
- 多言語化(医療通訳・電話通訳・ビデオ通訳・自動翻訳デバイス等)の整備状況
- 院内表示の状況
- 訪日外国人旅行者に対する診療価格
- 医療通訳の費用

調査票B

- 外国人患者数
- 未収金発生件数
- 未収金となった各事例の状況

調査時期・回収率

調査票の種類(A, B)と送付対象	調査時期	対象医療機関数 ²⁾	回収数	回収率
病院A	令和5年9月1日時点	8,190	5,673	69.3%
病院B	令和5年9月1日～令和5年9月30日	8,190	5,184	63.3%
診療所A	令和5年9月1日時点	4,854	1,685	34.7%
診療所B	令和5年9月1日～令和5年9月30日	4,854	1,588	32.7%

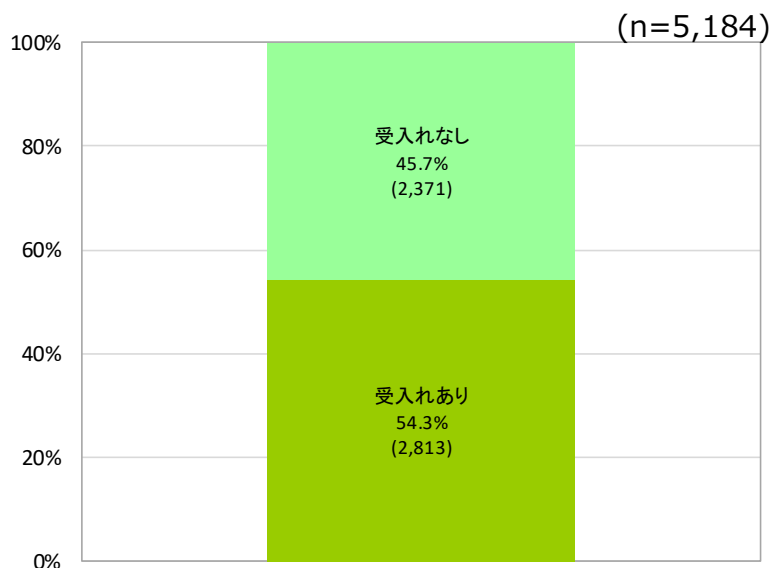
1) 調査票はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918_00026.htmlに掲載しています

2) 病院数 - 2023年9月30日時点 医療機関等情報支援システムの登録病院数。診療所数 - 2023年7月1日時点 近畿厚生局(京都府)および2023年7月4日時点 九州厚生局(沖縄県) 保険医療機関 届出受理医療機関名簿の施設数

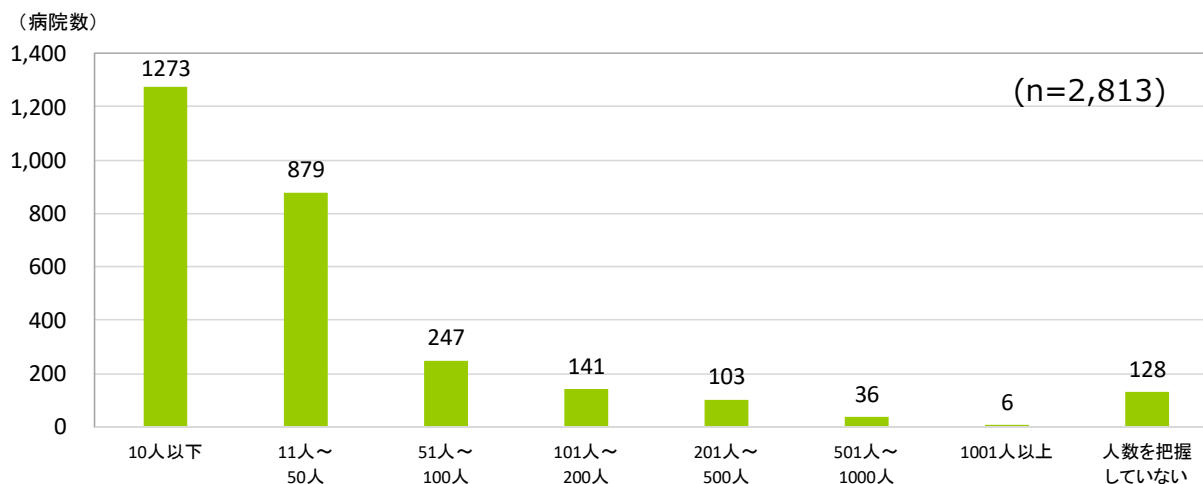
(1)外国人患者の受入れ実績

- G-MIS(医療機関等情報支援システム)にて、全国の病院に調査を依頼したところ、5,184病院(約6割¹⁾)より回答を得た。
- 2023年9月1日～30日の外国人患者数を前向きに調査²⁾したところ、回答病院中、約5割で外国人患者^{3,4)}の受入があった。
- 都道府県の選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」(以下、拠点的な医療機関)では、より多く、8割以上で外国人患者の受入があった。
- 病院ごとの外国人患者数は、受入実績のあった病院において、外国人患者数が1ヶ月間で10人以下であった病院が最多であった。

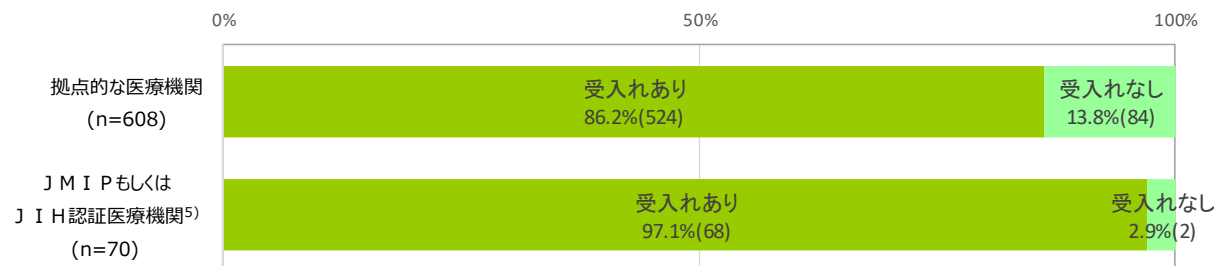
外国人患者の受入れ実績



病院ごとの外国人患者数



病院の種別による受入れ実績



データ出典:厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和6年3月)

1: 2023年9月30日時点の医療機関等情報支援システムの登録病院数の8,190で除した。

2: 2023年9月に調査票を配布し、「2023年9月1日～30日の外国人患者数を計測する」ように依頼した。

3: 在留外国人・訪日外国人旅行者・医療目的に渡航する外国人患者の総数。

4: 外来と入院の合計値。

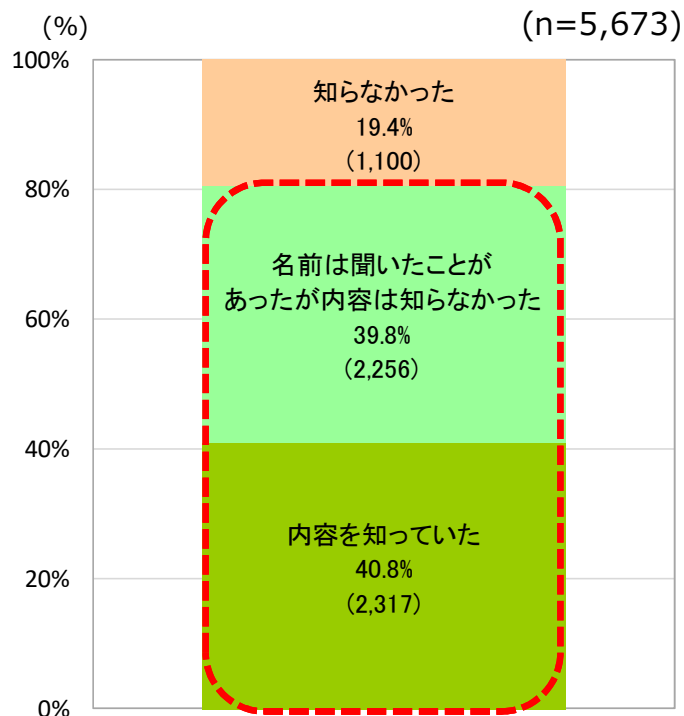
5: ①(財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP) ②(社)Medical Excellence JAPAN(MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている医療機関。

※在留のみの受入2,111病院、訪日のみ(医療渡航を含む)の受入59病院、在留及び訪日を受入467病院、不明128病院

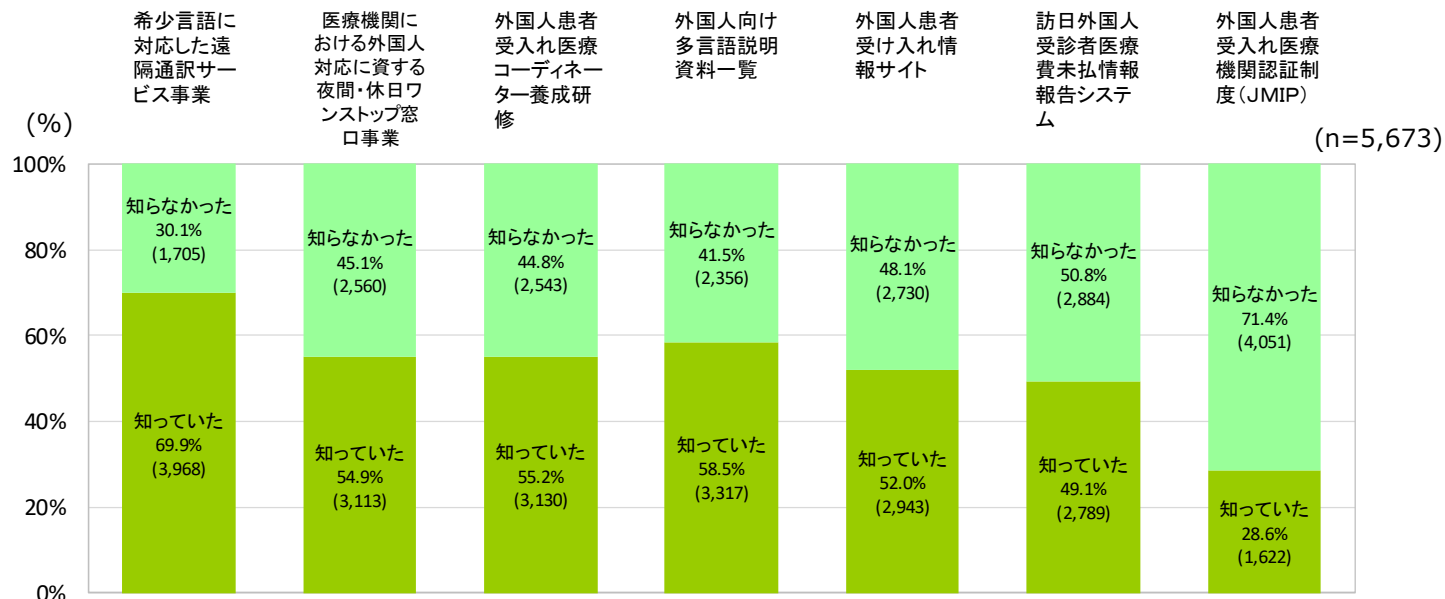
(2) 医療機関向けマニュアル等の認知度調査

- 回答した5,673病院のうち、厚生労働省研究班が作成した「外国人患者受入れのための医療機関向けマニュアル¹⁾」を「知らなかった」と回答したのは約2割だった。
- その他、厚生労働省による外国人患者の受入れ事業に関しては、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」の認知度が最も高く、約7割²⁾が「知っていた」と回答した。

医療機関向けマニュアル認知度



その他の受入れ事業認知度



データ出典：厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和6年3月) ※回答比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%を上下する場合がある。

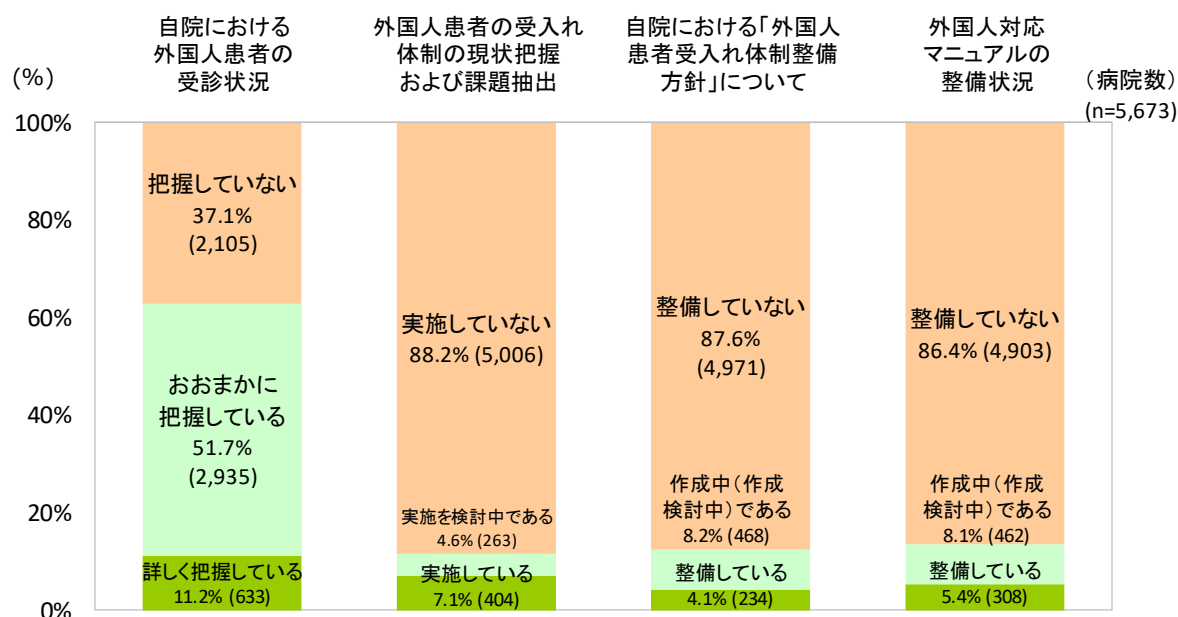
1: 平成30年度～令和3年度 厚生労働省 政策科学推進研究事業「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」

2: 厚生労働省による外国人患者の受入れ事業について回答を得た医療機関5,673で除した。

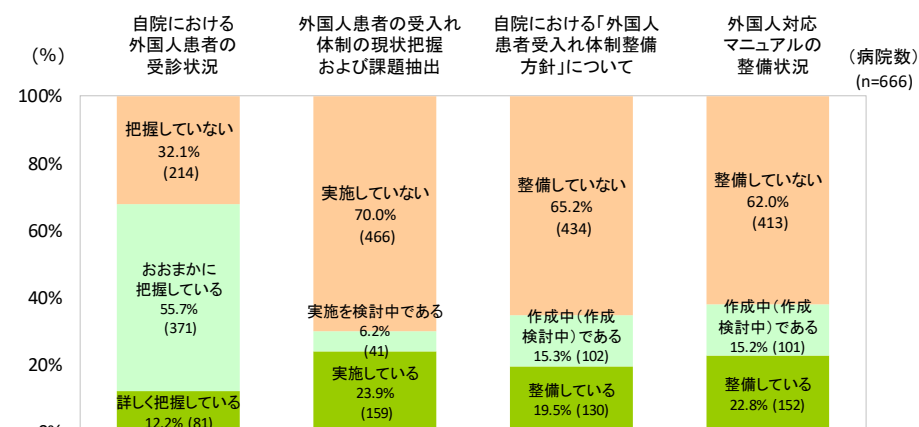
(3) 外国人患者に対する体制整備状況

- 自院における外国人患者の受診状況を把握していない医療機関は、約4割(2105病院)^{1, 2)}であった。
- 受入れ体制の「現状把握および課題抽出」をしていない医療機関は約9割(5,006病院)^{1, 2)}。自院の「外国人患者受入れ体制整備方針」を整備していない医療機関は約9割(4,971病院)^{1, 2)}であった。
- 体制整備状況を病院機能別にみた場合、拠点的な医療機関でも、「現状把握および課題抽出」について、7割の医療機関が実施していなかった。一方、JMIPもしくはJIH認証医療機関³⁾では、「現状把握および課題抽出」、「受入れ体制整備方針」、「対応マニュアルの整備」を9割以上で実施していた。

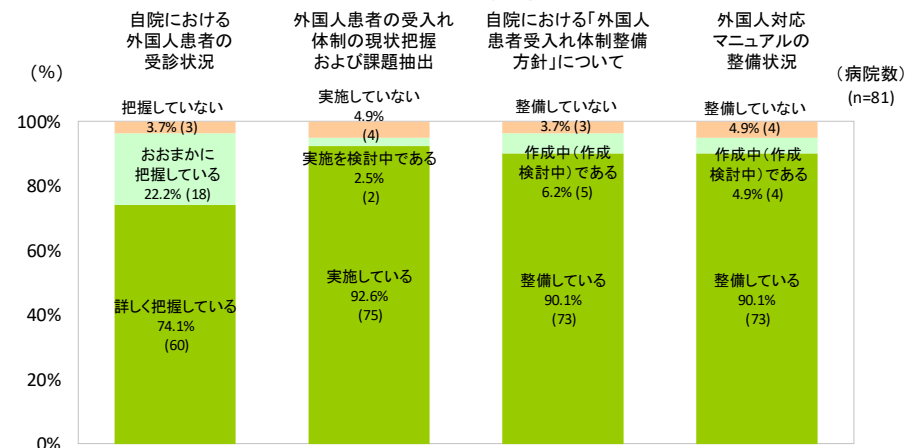
外国人患者に対応する体制整備状況



拠点的な医療機関



JMIPもしくはJIH認証医療機関



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和6年3月)

1: 外国人患者に対する体制状況について回答を得た医療機関5,673で除した。

2: 当該項目に回答のなかったものは、受診状況の把握をしていない、現状把握および課題抽出をしていない、体制整備方針を整備していない、マニュアルを整備していない、にそれぞれ分類した。

3: ①一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP) ②一社)Medical Excellence JAPAN(MEJ)

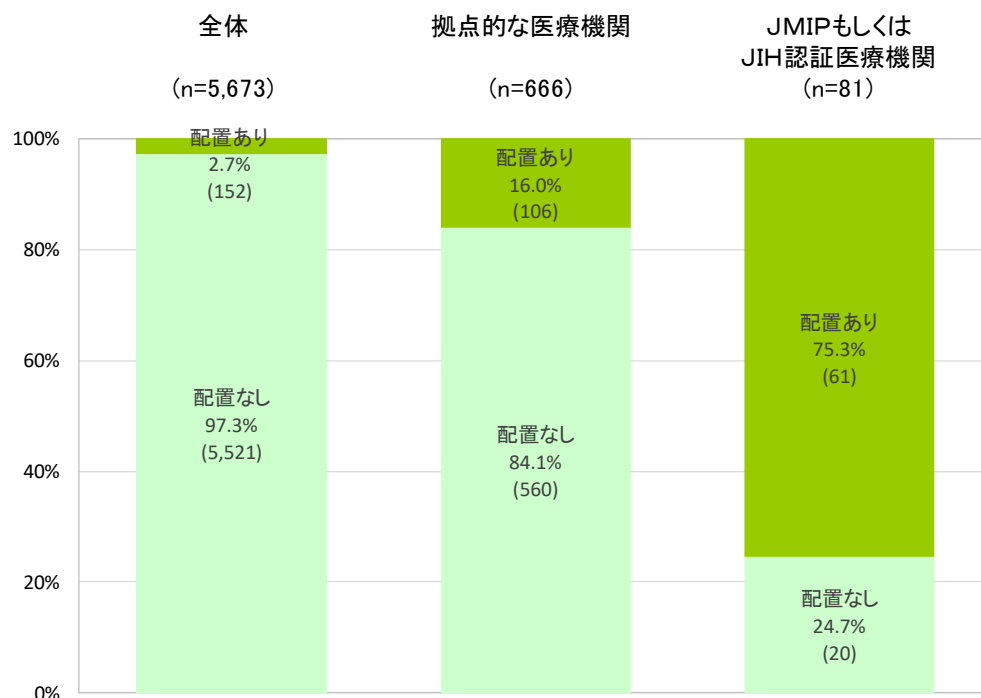
ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている医療機関

※回答比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%を上下する場合がある。

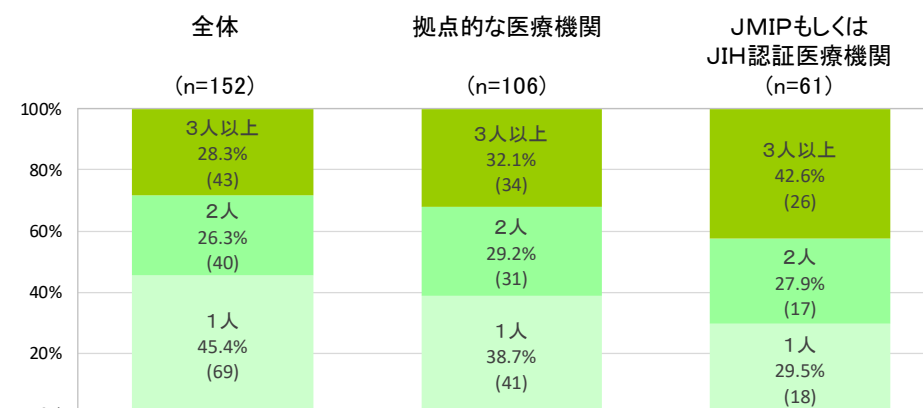
(4) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置実績

- 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置について、回答があった全5,673病院のうち、配置していたのは152病院(2.7%)であった。
- 拠点的な医療機関(666病院)のうち、コーディネーターを配置していたのは106病院(16.0%)であった。
- コーディネーターの配置率は、拠点的な医療機関やJMIPもしくはJIH認証医療機関¹⁾でより高かった。
- 外国人患者専門部署の設置率は、拠点的な医療機関では約2割だが、JMIPもしくはJIH認証医療機関では7割以上であった。

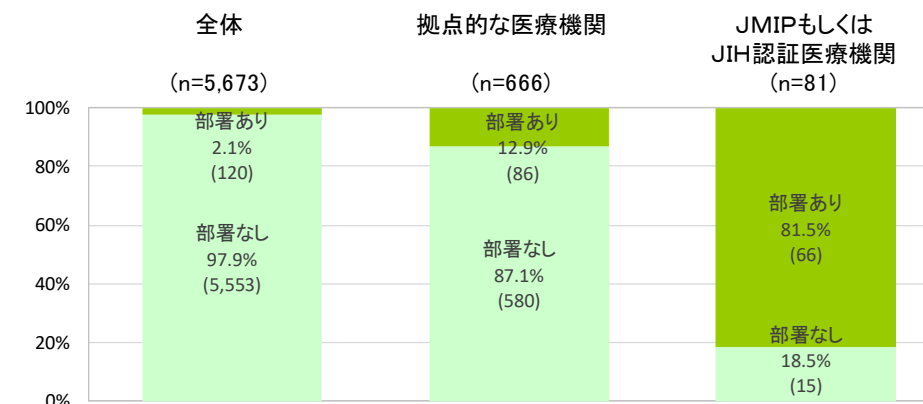
コーディネーター配置状況



病院ごとのコーディネーター数



外国人患者専門部署の有無



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和6年3月)

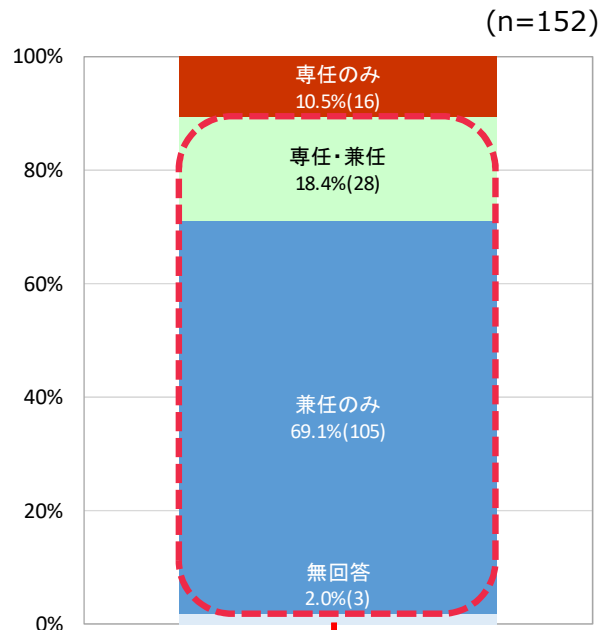
1: ①一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP) ②一社)Medical Excellence JAPAN(MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている医療機関

※回答比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%を上下する場合がある。

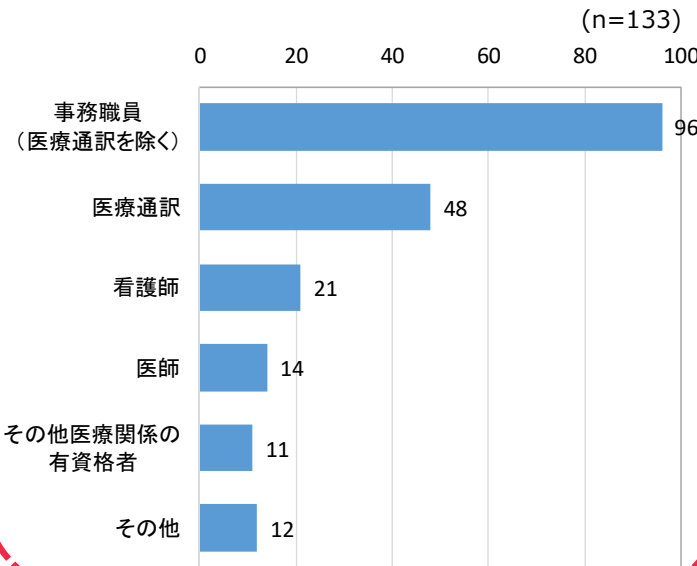
(5) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの業務体制・役割

- 外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置している病院のうち、9割近くの病院において、業務体制は兼任のみか専任＋兼任の体制であった。
- 兼任者のうち最も多い職種は事務職員であった。
- コーディネーターの役割(複数回答)では、「患者や患者家族とのコミュニケーション」が最多であった。
- 次いで「自身による通訳の実施」が多かった。

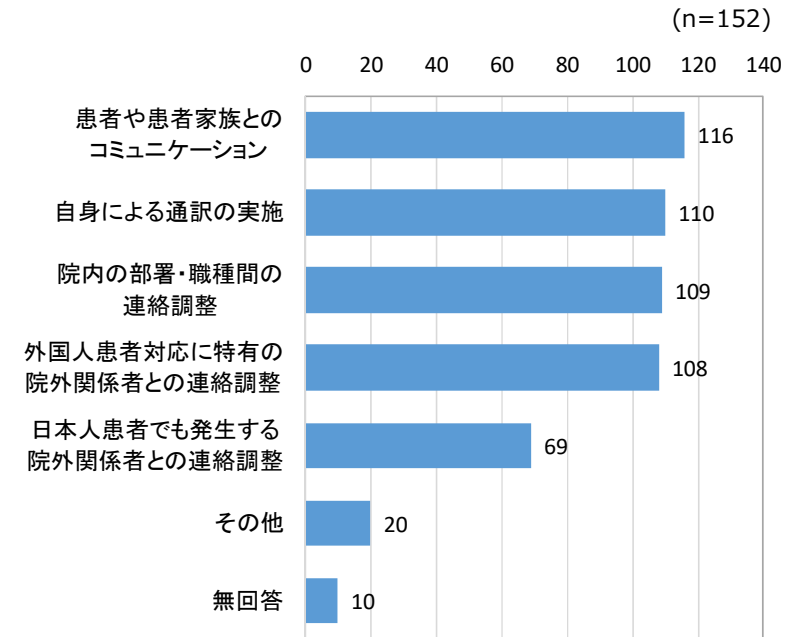
コーディネーター業務体制



兼任者の内訳(複数回答)



コーディネーターの役割(複数回答)

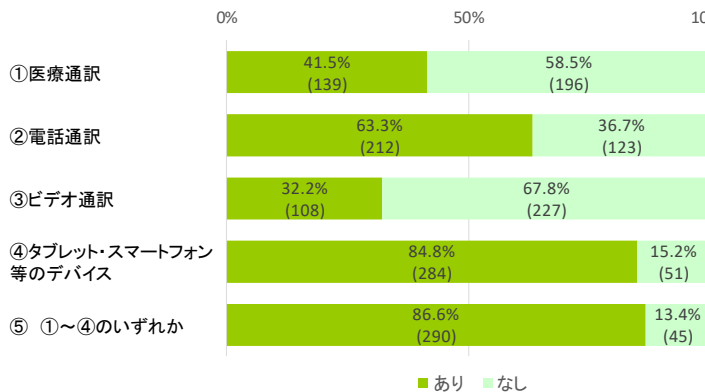


(6) 多言語化(医療通訳・電話通訳・ビデオ通訳・自動翻訳デバイス等)の整備状況

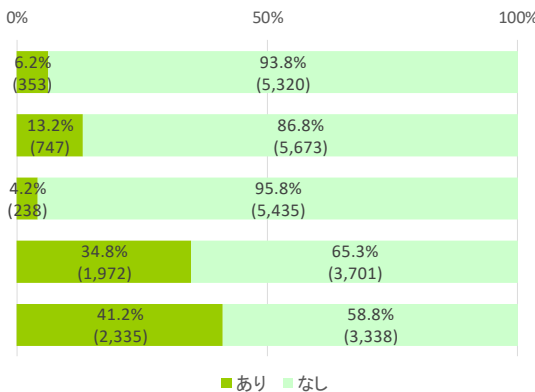
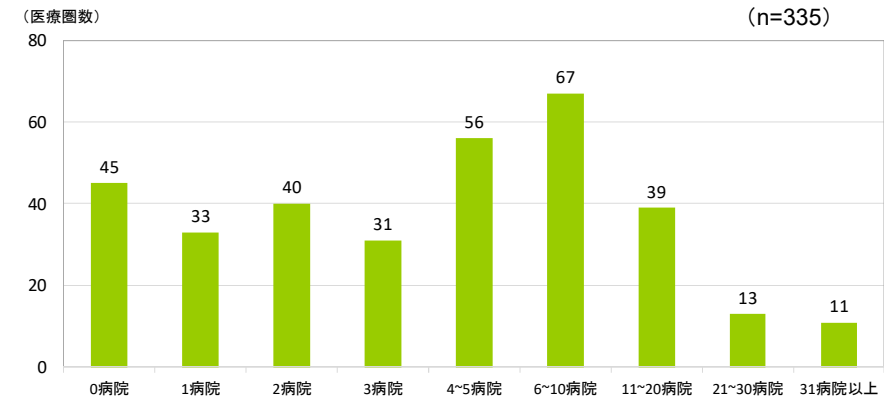
令和5年度、全国335の2次医療圏のうち

- | | |
|--|---------------|
| ①医療通訳者が配置された病院がある2次医療圏は | 139医療圏(41.5%) |
| ②電話通訳が利用可能な病院がある2次医療圏は | 212医療圏(63.3%) |
| ③ビデオ通訳が利用可能な病院がある2次医療圏は | 108医療圏(32.2%) |
| ④外国人患者の受入に資するタブレット端末・スマートフォン端末等を医療機関として導入している病院がある2次医療圏は | 284医療圏(84.8%) |
| ⑤ ①②③④のいずれかが利用可能な病院がある2次医療圏は | 290医療圏(86.6%) |
- であった。

2次医療圏毎の整備状況 (n=335)



病院ごとの整備状況 (n=5,673)

(参考) 2次医療圏内での
①②③④のいずれかが利用可能な病院数

※回答比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%を上下する場合がある。

※①医療通訳「あり」の回答には、医療通訳者ではなく医療コーディネーターが通訳を担当する場合は含まれない。また、医療通訳「なし」の場合には、患者自身によって医療通訳を手配されている場合を含む。

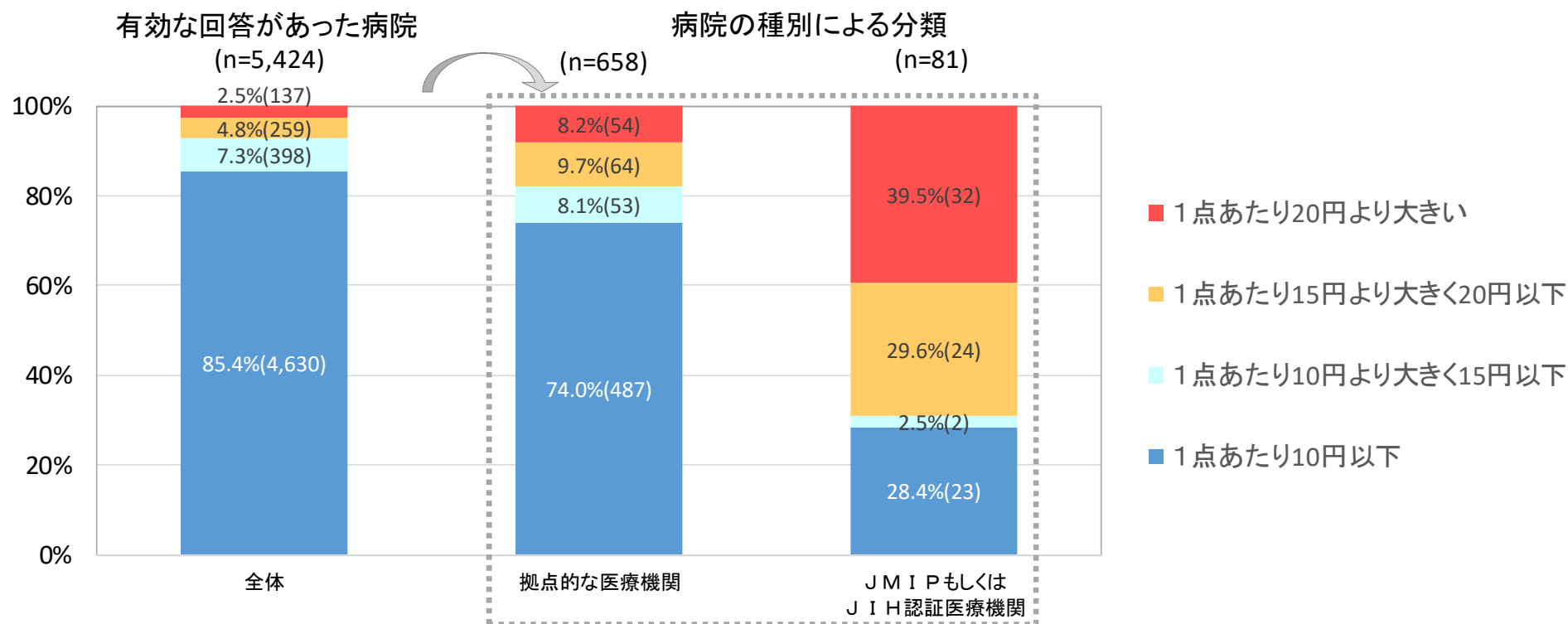
※タブレット・スマートフォン等のデバイス「あり」とは、外国人患者の受入に資するタブレット端末・スマートフォン端末等を病院として導入していることを意味する。「ない」には、病院として導入していないが医療従事者が個人で使用している場合も含む。

データ出典：厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和6年3月)

(7)外国人患者に対する自由診療の診療価格

- 自由診療における診療価格の決定方法については、9割以上の病院¹⁾において、診療報酬点数表を活用した倍数計算(いわゆる1点=〇〇円として換算すること)を行っていた。
- 診療報酬点数表を活用していると回答した病院(n=5,424)のうち、1割を超える病院が1点あたり10円を超える診療価格の設定をしていた。
- 1点あたり10円を超える価格設定をしている医療機関の割合は、拠点的な医療機関では2割を超え、JMIPもしくはJIH認証医療機関²⁾に限ると約7割であった。

自由診療における診療価格(診療報酬点数「1点」あたりの請求額)の分布



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和6年3月) ※回答比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%を上下する場合がある。

分析対象は全病院 5,673機関、拠点的な医療機関 666機関、JMIPもしくはJIH認証医療機関 81機関とする。

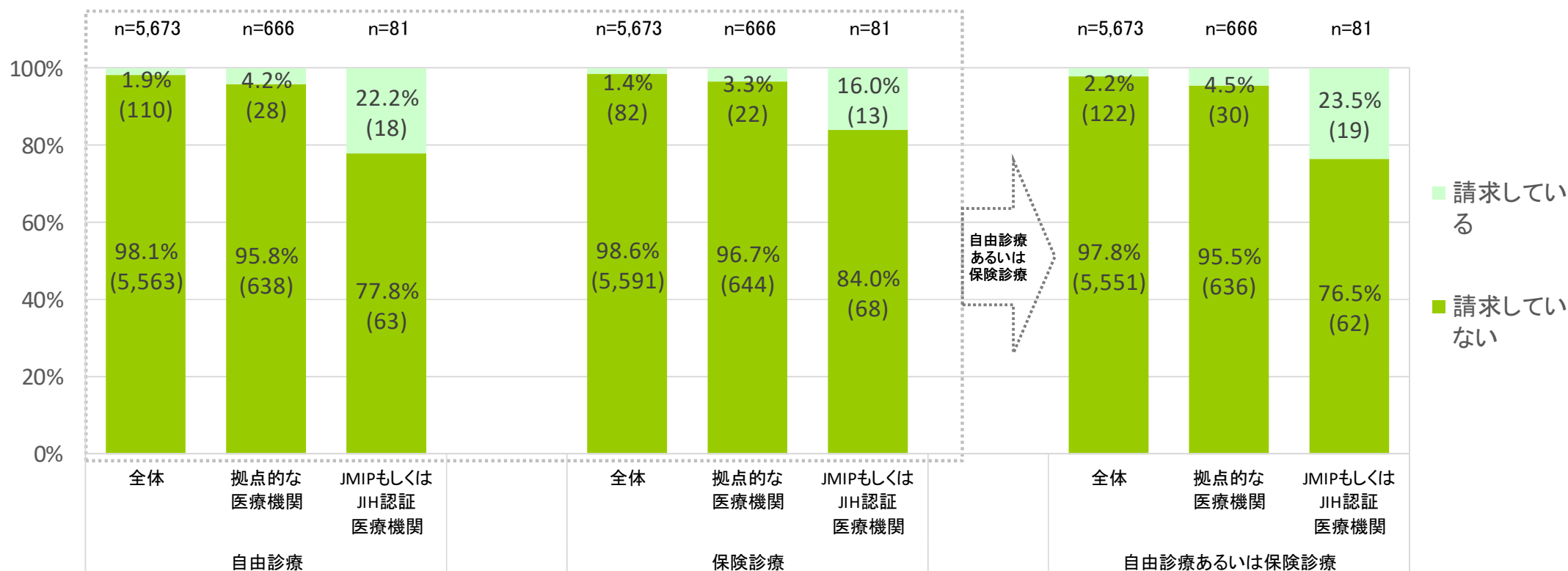
1: 全病院5,673機関中、5,424機関。診療報酬点数表を用いていない医療施設では、「病院独自の料金設定」を用いていた。

2: ①(一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP) ②(一社)Medical Excellence JAPAN(MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている病院。

(8) 医療通訳の費用

- 外国人診療において、診療費以外の追加的費用として、通訳料を請求している病院¹⁾の割合は2.2%であった。
- 通訳料を請求している病院¹⁾の割合は、拠点的な医療機関(n=666)に限ると4.5%、JMIPもしくはJIH認証医療機関²⁾(n=81)に限ると23.5%であった。
- ※ なお、医療通訳の費用は、自由診療だけでなく、社会保険診療においても、医療機関は患者に請求可能である。

通訳料の請求の状況



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和6年3月) ※回答比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%を上下する場合がある。

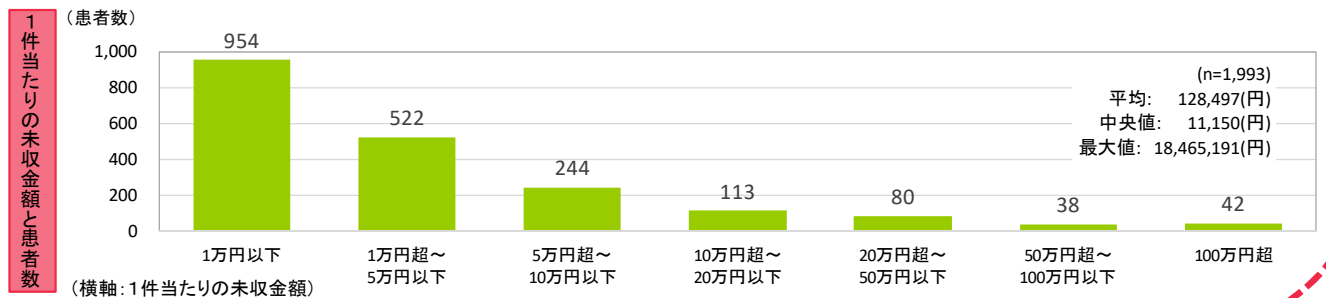
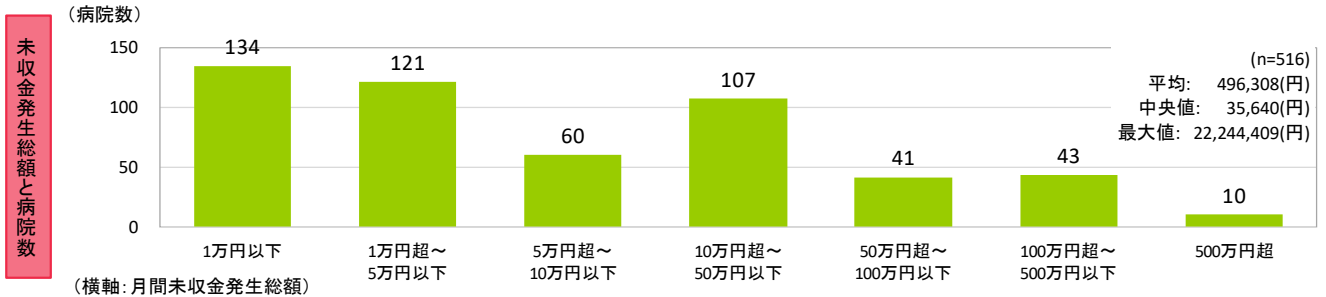
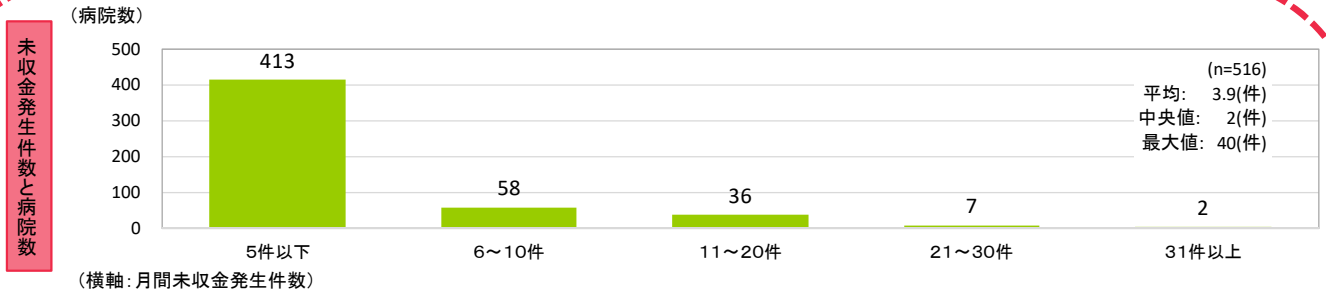
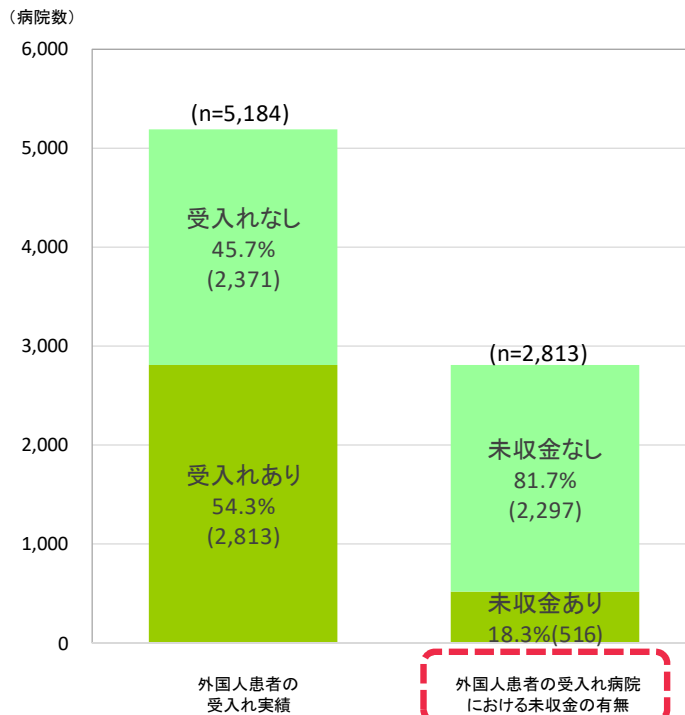
1: 通訳料について回答した5,673機関を分析対象とした。

2: ①(財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP) ②(社)Medical Excellence JAPAN(MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている病院。

(9)未収金の発生状況

- 2023年9月1日～30日に外国人患者¹⁾の受入実績のある2,813病院において、516病院(18.3%)が、外国人患者による未収金を経験していた^{2) 3)}。
- 未収金があった病院のうち、病院あたりの未収金の発生件数は平均3.9件、総額は平均49.6万円であった。
- 1件あたりの未収金額の多く(1,476機関)が、5万円以下であった。

未収金が発生した医療機関



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和6年3月) ※回答比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%を上下する場合がある。

- 1: 在留外国人・訪日外国人旅行者・医療目的のいずれかの外国人患者。
- 2: 未収金を生じた患者の延べ数または未収金の合計金額を報告した病院を集計した。
- 3: 本調査において、未収とは「請求日より1ヶ月を経ても、診療費の一部又は全部が支払われていないこと」とした。